

## 利用者負担について

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）  
支給認定を行った市町村が定める利用者負担金（保育料）を当園にお支払いいただきます。
- (2) 当園は、市町村から特定教育・保育に係わる教育・保育給付費を法定代理受領いたします。ただし、法定代理受領を受けない時は、支給認定保護者から、特定教育・保育費用の給付を受けるものとします。
- (3) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担（実費負担）  
前項の保育料のほか、教育・保育の提供における便宜に要する費用のうち、下表に掲げる費用の支払を保護者の方にご負担していただきます。

種 類	理 由	
副食費	3歳以上児は月額4700円を徴収します（減免対象家庭以外）。	
カラー帽子	3歳以上児は個人持ちとなりますので、税込760円徴収します。	
出席ノート	3歳以上児で使用します。税込250円を徴収します。	
粘土	3歳以上児で使用します。税込280円を徴収します。	
連絡帳	0・1歳児	1冊税込150円（年間で3～4冊程度の予定）です。1冊が終了ごとに諸費にて徴収させていただきます。
	2歳以上児	1冊税込110円です。1冊が終了ごとに諸費にて徴収させていただきます。

\*税込表示がない項目については非課税扱いとする。

\*上記のほかにも実費にて徴収する必要がある場合については、随時お知らせします。

\*口座振替の場合は、口座振替をした通帳の記帳をもって領収書の発行に代えさせていただきます。

\*上記費用を現金で支払いを受けた場合には、領収書を交付（または集金袋等に領収印を押印）します。